

# 鏡野町指定給水装置工事事業者規則

平成17年3月1日

規則第138号

## 目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等(第4条—第9条)

第3章 給水装置工事主任技術者(第10条・第11条)

第4章 指定給水装置工事事業者の義務(第12条—第17条)

第5章 雑則(第18条—第22条)

## 附則

第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、鏡野町水道事業給水条例(平成17年鏡野町条例第233号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、鏡野町指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)について必要な事項を定め、もって給水工事の適正な施工を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、「法」とは、水道法(昭和32年法律第177号)をいう。

2 この規則において、「政令」とは、水道法施行令(昭和32年政令第336号)をいう。

3 この規則において、「施行規則」とは、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)をいう。

4 この規則において、「条例施行規則」とは、鏡野町水道事業給水条例施行規則(平成17年鏡野町規則第136号)をいう。

5 この規則において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために鏡野町の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

6 この規則において、「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕(施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事をいう。

7 この規則において、「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

### (業務処理の原則)

第3条 指定工事業者は、法、政令、施行規則、条例、条例施行規則及びこの規則並びにこれらの規定に基づく町長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

- 2 指定工事事業者は、その業務が公共の福祉に密接に関係があることかを自覚し、地震、風水害等による災害及び水道施設の事故等に伴う復旧工事等町長から職務上の要請があった場合は、これに協力しなければならない。

## 第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

### (指定の申請)

第4条 条例第7条第1項の指定は、給水装置工事事業者の申請により行う。

- 2 指定工事事業者として指定を受けようとする者は、様式第1号による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、町長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者及び役員の氏名
- (2) 条例第2条に定める給水区域において給水装置工事事業者の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第11条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲

- 3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 次条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し

- 4 前項第1号に規定する書類は、様式第2号によるものとする。

### (指定の基準)

第5条 町長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに第11条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置くものであること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
  - ア 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具
  - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
  - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用機械器具
  - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 心身の故障により給水装置工事業業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員にアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定の更新)

第5条の2 条例第7条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までに、その申請に対する決定がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前2条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

5 町長は、指定の更新の際に、様式第7号により、次に掲げる指定工事業業者に関する事項を確認することができる。

(1) 指定給水装置工事業業者講習会の受講状況

(2) 指定工事業業者の業務内容

(3) 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況

(4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

6 町長は、前項で確認した事項の全て又は一部を公表することができる。

(指定工事業業者証の交付)

第6条 町長は、第5条の指定を行ったときは、速やかに指定工事業業者に鏡野町指定給水装置工事業業者証(様式第3号。以下「指定工事業業者証」という。)を交付する。

2 指定工事業業者は、事業の廃止又は休止を届け出たとき又は第8条の指定の取消し又は停止を受けたときは、指定工事業業者証を町長に返納するものとする。

3 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(変更等の届出)

第7条 指定工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止、休止若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更があった日から30日以内に様式第4号による届出書に次の書類を添え町長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し
- (2) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、様式第2号による第5条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に様式第5号による届出書を町長に提出しなければならない。

(指定の取消し又は停止)

第8条 町長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の指定を取り消し、又は6月以下の期間を定め指定の効力を停止することができる。

- (1) 不正の手段により第5条の指定を受けたとき。
- (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第11条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第13条の規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第16条の規定による町長の求めに対し正当な理由なく、これに応じないとき。
- (7) 第17条の規定による町長の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(8) その施工する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

2 前項の処分その他必要な事項は、町長が別に定める。

(指定等の公示)

第9条 次の各号に該当するときは、鏡野町公告式条例(平成29年鏡野町条例第2号)の規定により公示する。

(1) 第5条の規定により指定工事業者を指定したとき。

(2) 第7条の規定により、指定工事業者から給水装置工事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。

(3) 前条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。

(4) 前条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

### 第3章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

第10条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 給水装置工事に関する技術上の管理

(2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認

(4) 給水装置工事に関し、町長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施工しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期、その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第11条 指定工事業者は、第5条の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、町長に届け出なければならない。

2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、町長に届け出なければならない。

- 3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、様式第6号による届出書により、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。
- 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業者の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

#### 第4章 指定給水装置工事業者の義務

##### (連絡体制)

第12条 指定工事業者は、事業の運営に関し町長と綿密な連絡体制を確保するよう努めなければならない。

##### (事業の運営に関する基準)

第13条 指定工事業者は、次の各号に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに第11条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第10条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施工するときは、あらかじめ町長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施工すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
  - ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
  - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施工した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

- イ 施工の場所
- ウ 施工完了年月日
- エ 主任技術者の氏名
- オ 竣工図
- カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- キ 第10条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第14条 指定工事業者は、条例第7条第2項に規定する設計審査を受けるため条例施行規則に定める様式第1号により、町長に申請しなければならない。

(工事検査)

第15条 指定工事業者は、条例第7条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため、工事完了後、速やかに前条による様式第1号により、町長に申請しなければならない。

2 指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて町長の再検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第16条 町長は、指定工事業者が施工した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施工した指定工事業者に対し、当該工事に関し第13条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施工した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第17条 町長は、指定工事業者が施工した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(表彰)

第18条 町長は、指定工事業者が著しく功績が顕著であると認めるときは、これを表彰することができる。

2 前項の表彰の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

(諮問機関)

第19条 町長は、次の各号に関して、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として鏡野町指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置することができる。

- (1) 第8条の規定による指定の取消し、停止に関すること。
- (2) 前条に規定する表彰に関すること。
- (3) その他町長が必要と認める指定工事事業者に関すること。

2 審査委員会について必要な事項は、町長が別に定める。

(研修会等)

第20条 町長は、給水装置工事の施工に関する知識及び技術の向上を図り、使用者への安全で安心な給水の確保の実現に資するため、指定工事事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする研修会を実施することができる。

2 町長は、他団体の実施する研修会又は講習会を推薦することができる。

3 第1項の研修会の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

(業務連絡機関)

第21条 指定工事事業者が町長との業務連絡のため中小企業協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく協同組合その他の団体を組織し、町長の承認を受けたときは、当該団体を町長との業務連絡機関とすることができる。

2 前項に規定する町長の承認を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した届出書を町長に提出するものとする。

- (1) 団体の名称、所在地及び代表者の氏名
- (2) 団体を構成する指定工事事業者の名簿
- (3) その他町長が必要と認める事項

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の鏡野町水道事業給水条例施行規程(平成10年鏡野町規則第6号)、奥津町指定給水装置工事事業者規則(平成10年奥津町規則第2号)、上齋原村指定給水装置工事事業者規定(平成10年上齋原村規程第2号)又は富村水道指定給水装置工事事業者規程(平成10年富村規程第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。



(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に規則第5条第1項の指定を受けている指定給水装置工事事業者における最初の改正後の規則第5条の2第1項の更新については、同項中「5年ごと」とあるのは、施行日の前日から起算して5年（当該指定を受けた日が施行日の前日の5年前の日以前である場合にあっては、5年を超えない範囲内において政令で定める期間）を経過するまでとする。